

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 沼谷 純

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号ただし書を削り、同項第2号中「51,400」を「54,800」に改め、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項第1号ただし書を次のように改める。

（次項において「特別料金等相当額」という。）

第3条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える派遣職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該派遣職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

この条例は公布の日から施行し、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。